

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第19条第6項及び第21条の規定に基づく公表

特定事業主は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」といいます。）第19条第6項に基づく特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況と、法第21条の規定に基づく女性の職業選択に資する情報を、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に関する内閣府令（以下「内閣府令」といいます。）に基づき公表する必要があります。（令和2年6月1日に改正法施行。）

国分寺市が内閣府令第5条及び第6条に関する公表内容は次のとおりとなります。

1 法19条第2項第2号により定めた目標の進捗状況及び取組実績

（1）採用した職員に占める女性職員の割合

【内閣府令第2条第1項第1号、第6条第1項第1号イ】

	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	男	女	男	女	男	女
一般職員・主任(人)	17	13	18	18	25	19
割合(%)	56.7	43.3	50.0	50.0	56.8	43.2

（2）平均した継続勤務年数の男女の差異（各年度4月1日現在）

【内閣府令第2条第1項第2号、第6条第1項第2号イ】

	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	男	女	男	女	男	女
年数	18.3	15.9	17.8	16.3	16.7	15.7

（3）職員一人当たりの各月ごとの超過勤務時間

【内閣府令第2条第1項第3号ロ、第6条第1項第2号二（1）】

単位：時間

月 年度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	平均
R04	12.5	9.9	9.1	8.2	8.3	8.3	11.8	9.6	7.0	8.4	8.1	11.6	9.4
R05	11.0	8.4	8.5	7.2	6.9	7.8	11.0	7.6	6.9	8.6	8.5	11.4	8.7
R06	10.4	7.8	7.0	6.9	5.9	8.2	11.7	9.2	11.8	12.9	9.3	11.3	9.0
R07	9.7	7.5	6.5	6.0	4.8	6.3	8.8	6.1	4.8	6.1	6.5	9.8	6.9

(4) 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合（各年度4月1日現在）

【内閣府令第2条第1項第4号、第6条第1項第1号二】

区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
管理職計	男	55人	55人	58人
	女	18人	16人	15人
	計	73人	71人	73人
	女性割合	24.7%	22.5%	20.5%

(5) 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合（各年度4月1日現在）

【内閣府令第2条第1項第5号、第6条第1項第1号ホ】

区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
部長職	男	9人	9人	8人
	女	2人	2人	3人
	計	11人	11人	11人
	女性割合	18.2%	18.2%	27.3%
課長職	男	46人	46人	50人
	女	16人	14人	12人
	計	62人	60人	62人
	女性割合	25.8%	23.3%	19.4%
係長職	男	124人	115人	113人
	女	42人	43人	47人
	計	166人	158人	160人
	女性割合	25.3%	27.2%	29.4%
主任職	男	137人	139人	154人
	女	171人	160人	173人
	計	308人	299人	327人
	女性割合	55.5%	53.5%	52.9%
一般職員	男	53人	59人	51人
	女	62人	65人	65人
	計	115人	124人	116人
	女性割合	53.9%	52.4%	56.0%

(6) 男女別の育児休業取得率及び平均取得期間（新規取得対象者のみ）

【内閣府令第2条第1項第6号、第6条第1項第2号ロ】

	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	男	女	男	女	男	女
取得率	58.8%	100%	69.2%	100%	80.0%	100%
平均取得期間	185.3日	382.3日	67.7日	343.4日	65.8日	405.4日

(7) 男性職員の出産介護休暇及び育児参加休暇取得率及び平均取得日数

【内閣府令第2条第1項第7号、第6条第1項第2号ハ】

		令和5年度	令和6年度	令和7年度
出産介護休暇	取得率	88.2%	92.3%	100.0%
	平均取得日数	2.0日	1.9日	2.0日
育児参加休暇	取得率	82.4%	76.9%	70.0%
	平均取得日数	4.2日	5.0日	4.2日

(8) 職員の給与の男女の差異

【内閣府令第2条第1項第8号、第6条第1項第1号ト】

①全職員

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	88.6%
任期の定めのない常勤職員以外※	101.4%
全ての職員	77.7%

※再任用・任期付・月額会計年度任用職員

②「任期の定めのない常勤職員」に係る追加的な情報

※「任期の定めのない常勤職員」の給料については、職員の給与に関する条例で定める給料表に基づき一律に決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(ア) 役割段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
部長職	99.8%
課長職	98.9%
係長職	100.3%

(イ) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	97.4%
31～35年	86%
26～30年	92.8%
21～25年	90.8%
16～20年	84.7%
11～15年	87.2%
6～10年	88.9%
1～5年	91.7%